

○厚生労働省令第百号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）及び関係法令の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次の表のよう改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
認定再生医療等委員会は、法第二十六条 第六十四条の二（略）	認定再生医療等委員会は、法第二十六条 第六十四条の二（略）
5 認定再生医療等委員会は、法第二十六条 第一項第一号に規定する業務を行う場合で あつて、災害その他やむを得ない事由があ り、かつ、保健衛生上の危害の発生若しく は拡大の防止又は再生医療等を受ける者の 保護の観点から、緊急に再生医療等提供計 画を提出し、又は変更する必要がある場合 には、第六十三条、前条及び次条第二項の 規定にかかわらず、書面（電磁的記録を含 む。）により審査等業務を行い、結論を得る ことができる。この場合において、当該認 定再生医療等委員会は、後日、当該再生医 療等の提供にあたつて留意すべき事項又は 改善すべき事項について、次条第二項の規 定に基づき、認定再生医療等委員会の結論 を得なければならない。	5 認定再生医療等委員会は、法第二十六条 第一項第一号に規定する業務を行う場合で あつて、災害その他やむを得ない事由があ り、かつ、保健衛生上の危害の発生若しく は拡大の防止又は再生医療等を受ける者の 保護の観点から、緊急に再生医療等提供計 画を提出し、又は変更する必要がある場合 には、第六十三条、前条及び次条第二項の 規定にかかわらず、書面により審査等業務 を行い、結論を得ることができる。この場 合において、当該認定再生医療等委員会は、 後日、当該再生医療等の提供にあたつて留 意すべき事項又は改善すべき事項につい て、次条第二項の規定に基づき、認定再生 医療等委員会の結論を得なければならな い。

(臨床研究法施行規則の一部改正)
第二条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

再生医療等の
安全性の確保
等に関する法
律施行規則
(平成二十六
年厚生労働省
令第百十号)

(略)

再生医療等の
安全性の確保
等に関する法
律施行規則
(平成二十六
年厚生労働省
令第百十号)

(略)

(略)

別表第一 (第三条及び第四条関係)			別表第一 (第三条及び第四条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	

別表第一 (第三条及び第四条関係)			別表第一 (第三条及び第四条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	

別表第一 (第五条、第六条及び第七条関係)			別表第一 (第五条、第六条及び第七条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	

別表第一 (第五条、第六条及び第七条関係)			別表第一 (第五条、第六条及び第七条関係)		
改	正	後	改	正	前
(略)	(略)		(略)	(略)	

附則

		別表第四（第十条及び第十二条関係）		別表第四（第十条及び第十二条関係）	
		第一		第一	
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	（略）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（略）
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（略）
臨床研究法施行規則	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（略）
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（略）
再生医療等の安全性の確保等に関する法律	（略）	（新設）	（新設）	（略）	（略）

